

## 2 障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の状況

### (1) 事業所数

事業の種類別に障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所数をみると、「居宅介護事業」が25,263事業所で最も多く、前年に比べ801事業所、3.3%増加している。次いで多いのは、「重度訪問介護事業」で22,460事業所となっており、前年に比べ658事業所、3.0%増加している。さらに、「放課後等デイサービス事業」が19,408事業所となっており、前年に比べ2,036事業所、11.7%増加している。

また、対前年増減率をみると、「保育所等訪問支援事業」が18.2%と最も高く、次いで、「児童発達支援事業」の15.9%となっている。(表4)

表4 事業の種類別にみた事業所数

	令和4年 (2022)	令和3年 (2021)	各年10月1日現在 対前年	
			増減数	増減率(%)
居宅介護事業	25 263	24 462	801	3.3
重度訪問介護事業	22 460	21 802	658	3.0
同行援護事業	8 359	8 255	104	1.3
行動援護事業	2 813	2 694	119	4.4
療養介護事業	246	246	0	-
生活介護事業	9 508	9 056	452	5.0
重度障害者等包括支援事業	22	20	2	10.0
計画相談支援事業	11 707	11 237	470	4.2
地域相談支援(地域移行支援)事業	3 634	3 588	46	1.3
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 493	3 435	58	1.7
短期入所事業	7 486	7 057	429	6.1
共同生活援助事業	12 281	11 056	1 225	11.1
自立訓練(機能訓練)事業	401	403	△ 2	△ 0.5
自立訓練(生活訓練)事業	1 583	1 491	92	6.2
宿泊型自立訓練事業	228	225	3	1.3
就労移行支援事業	3 393	3 353	40	1.2
就労継続支援(A型)事業	4 429	4 130	299	7.2
就労継続支援(B型)事業	15 588	14 407	1 181	8.2
自立生活援助事業	445	395	50	12.7
就労定着支援事業	1 678	1 522	156	10.2
児童発達支援事業	11 803	10 183	1 620	15.9
居宅訪問型児童発達支援事業	255	228	27	11.8
放課後等デイサービス事業	19 408	17 372	2 036	11.7
保育所等訪問支援事業	2 281	1 930	351	18.2
障害児相談支援事業	8 619	8 130	489	6.0

注：複数の事業を行う事業所は、それぞれの事業に計上している。

ただし、障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

## (2) 利用状況

### ① 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護事業の利用状況

9月中の利用者1人当たり訪問回数を見ると、居宅介護事業を利用する障害者では「身体介護が中心」が18.8回と最も多く、次いで「家事援助が中心」が9.0回となっている。

一方、重度訪問介護事業を利用する障害者では27.6回となっており、そのうち「移動介護」が7.8回となっている。

また、同行援護事業を利用する障害者では6.0回、行動援護事業を利用する障害者では5.8回となっている。  
(表5)

表5 事業の種類別利用状況（居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業）

	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	令和4年9月	
			利用者1人当たり 訪問回数 (回)	
			令和4年 (2022)	令和3年 (2021)
居宅介護事業 <sup>1)</sup>				
障害者 身体介護が中心	111 656	2 103 122	18.8	18.4
通院介助が中心(身体介護を伴う)	25 805	79 951	3.1	3.3
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	7 970	18 641	2.3	2.4
通院等乗降介助が中心	2 843	19 463	6.8	6.5
家事援助が中心	123 579	1 118 291	9.0	9.2
障害児 身体介護が中心	8 461	89 174	10.5	10.9
通院介助が中心(身体介護を伴う)	836	1 819	2.2	2.3
通院介助が中心(身体介護を伴わない)	89	228	2.5	2.5
通院等乗降介助が中心	31	122	3.9	3.6
家事援助が中心	909	7 846	8.6	9.4
重度訪問介護事業	22 936	632 742	27.6	29.3
うち移動介護	6 652	51 785	7.8	7.8
同行援護事業				
障害者	28 958	173 321	6.0	6.1
障害児	180	1 114	6.2	6.6
行動援護事業				
障害者	13 653	79 800	5.8	6.6
障害児	1 910	10 516	5.5	5.5

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳及び訪問回数不詳の事業所を除いて算出している。

1) 居宅介護事業の利用実人員は、サービスの内容別に利用者を計上している。

② 療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、計画相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、短期入所、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、自立生活援助、就労定着支援事業の利用状況

9月中の利用実人員をみると、就労継続支援（B型）事業の406,577人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用日数をみると、重度障害者等包括支援事業では29.7日、療養介護事業では24.0日となっている（表6）。

表6 事業の種類別にみた利用状況

令和4年9月

	利用実人員 (人)	利用延人数 (人)	利用日数 合計 (日)	利用者1人当たり 利用日数 (日)	
				令和4年 (2022)	令和3年 (2021)
療養介護事業	17 295	415 685	...	24.0	24.4
生活介護事業 <sup>1)</sup>	269 175	2 548 544	...	9.5	9.7
重度障害者等包括支援事業	23	-	684	29.7	29.1
計画相談支援事業 <sup>2)</sup>	274 636	...	-	-	-
地域相談支援(地域移行支援)事業	773	...	-	-	-
地域相談支援(地域定着支援)事業	3 847	...	-	-	-
短期入所事業					
障害者	41 243	-	247 959	6.0	6.4
障害児	7 888	-	36 361	4.6	4.9
共同生活援助事業 <sup>3)</sup>	157 829	-	-	-	-
自立訓練(機能訓練)事業 <sup>1)</sup>	888	6 995	...	7.9	7.8
自立訓練(生活訓練)事業 <sup>1)</sup>	12 048	154 757	...	12.8	12.3
宿泊型自立訓練事業	2 911	-	-	-	-
就労移行支援事業 <sup>1)</sup>	37 887	423 360	...	11.2	11.0
就労継続支援(A型)事業 <sup>1)</sup>	101 448	1 152 629	...	11.4	11.3
就労継続支援(B型)事業 <sup>1)</sup>	406 577	4 284 814	...	10.5	10.2
自立生活援助事業	1 321	-	-	-	-
就労定着支援事業	15 691	-	-	-	-

注：利用者1人当たり利用日数は、利用延人数を調査している事業については利用延人数÷利用実人員、利用日数合計を調査している事業については利用日数合計÷利用実人員により算出している。ただし、9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、利用延人数不詳及び利用日数不詳の事業所を除いて算出している。

- 1) 障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。
- 2) 計画相談支援事業は、サービス利用支援(計画作成)又は継続サービス利用支援(モニタリング)を利用した人数である。
- 3) 共同生活援助事業は、9月末日の利用実人員である。

③ 障害児通所支援等事業所の利用状況

9月中の利用実人員をみると、放課後等デイサービス事業の497,875人が最も多くなっており、利用者1人当たり利用回数では、6.9回となっている（表7）。

表7 事業の種類別にみた利用状況（障害児通所支援等事業所）

令和4年9月

	利用実人員 (人)	訪問回数 合計 (回)	利用者1人当たり 訪問回数 (回)		利用延人数 (人)	利用者1人当たり 利用回数 (回)	
			令和4年 (2022)	令和3年 (2021)		令和4年 (2022)	令和3年 (2021)
児童発達支援事業	201 919	-	-	-	1 121 797	5.6	5.8
居宅訪問型児童発達支援事業	324	1 326	4.1	4.9	-	-	-
放課後等デイサービス事業	497 875	-	-	-	3 420 184	6.9	7.1
保育所等訪問支援事業	14 643	23 308	1.6	1.6	-	-	-
障害児相談支援事業 <sup>1)</sup>	104 712	-	-	-	-	-	-

注：9月中に利用者がいた事業所のうち、利用実人員不詳、訪問回数不詳及び利用延人数不詳の事業所を除いて算出している。

- 1) 障害児相談支援事業は、障害児支援利用援助(計画作成)又は継続障害児支援利用援助(モニタリング)を提供した人数である。

### (3) 職種別常勤換算従事者数

障害福祉サービス等事業所・障害児通所支援等事業所の常勤換算従事者数は、居宅介護事業で124,697人、放課後等デイサービス事業で103,166人、共同生活援助事業で85,674人となっている(表8)。

表8 事業の種類別にみた職種別常勤換算従事者数

(単位:人)

令和4年10月1日現在

	総数	介護福祉士	実務者研修修了者	旧介護職員基礎研修課程修了者	旧ホームヘルパー1級研修課程修了者	初任者研修修了者(旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む)	障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者(旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む)	重度訪問介護従業者養成研修修了者	同行援護従業者養成研修修了者	行動援護従業者養成研修修了者	その他
居宅介護事業	124 697	69 132	10 337	1 390	2 411	35 417	250	…	…	…	5 760
重度訪問介護事業	43 284	22 132	4 006	383	718	11 578	160	2 446	…	…	1 861
同行援護事業	24 795	12 815	1 498	219	476	5 037	100	…	3 691	…	959
行動援護事業	9 313	4 346	672	64	140	2 208	73	…	…	1 510	300

  

	総数	サービス管理責任者	医師	看護師	生活支援員	その他
療養介護事業	24 882	490	1 271	11 848	6 154	5 119

  

	総数	サービス管理責任者	医師	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	その他
生活介護事業	83 369	7 587	870	7 253	887	59 209	7 563

  

	総数	サービス提供責任者	その他
重度障害者等包括支援事業	14	5	9

  

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
計画相談支援事業	22 884	5 515	15 362	2 007
地域相談支援(地域移行支援)事業	1 133	191	803	138
地域相談支援(地域定着支援)事業	1 606	302	1 128	176

  

	総数	医師	保健師・看護師	心理・職能判定員	理学・作業療法士	生活支援員	職業指導員	介護職員	うち介護福祉士	児童指導員	保育士	その他
短期入所事業 <sup>1)</sup>	39 122	351	2 544	23	415	23 562	101	5 746	2 161	332	256	5 791

  

	総数	サービス管理責任者	世話人	生活支援員	看護師	その他
共同生活援助事業	85 674	8 148	45 051	26 481	180	5 814

  

	総数	サービス管理責任者	保健師・看護師	理学・作業療法士	生活支援員	訪問支援員	その他
自立訓練(機能訓練)事業	707	79	106	109	250	12	151
自立訓練(生活訓練)事業	4 514	983	104	…	2 941	132	354
宿泊型自立訓練事業	1 187	174	37	…	712	…	263

  

	総数	サービス管理責任者	生活支援員	職業指導員	就労支援員	その他
就労移行支援事業	13 837	2 453	3 627	3 884	3 399	475
就労継続支援(A型)事業	24 954	3 959	6 915	10 862	…	3 217
就労継続支援(B型)事業	85 534	13 679	27 314	31 036	…	13 505

  

	総数	サービス管理責任者	地域生活支援員	就労定着支援員	その他
自立生活援助事業	505	133	328	…	44
就労定着支援事業	2 234	1 140	…	886	209

  

	総数	児童発達支援管理責任者	児童指導員	保育士	障害福祉サービス経験者	その他
児童発達支援事業	59 121	9 294	18 983	19 396	1 635	9 812
放課後等デイサービス事業	103 166	18 062	43 153	22 359	3 362	16 229

  

	総数	児童発達支援管理責任者	訪問支援員	その他
居宅訪問型児童発達支援事業	184	69	97	17
保育所等訪問支援事業	3 157	1 074	1 841	242

  

	総数	管理者	相談支援専門員	その他
障害児相談支援事業	15 430	3 571	10 420	1 439

注:9月中に利用者がいた事業所の従事者数である。

障害者支援施設の昼間実施サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援)を除く。

従事者数は詳細票により調査した職種についてのものであり、調査した職種以外は「…」とした。

1) 短期入所事業の従事者には空床型の事業所の従事者を含まない。